第1283号 全5ページ 2020年10月1日号 お知らせ



興部町お知らせメール登録のお願い

携帯電話でインターネットサービスを利用されていない方でも、SMS(ショートメッセージサービス(Cメール等))で「興部町お知らせメール」が受信できます。

SMSでの配信は一通につき70文字以内としますので、情報によっては複数回配信される場合があります。なお、受信には料金が発生します。(70文字で3円程度)

登録を希望される場合は、郵送等で登録申請書をお届けしますので下記まで連絡をお願いします。また、直接役場または沙留出張所での申請も可能です。

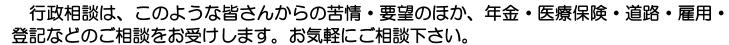
スマートフォン等でインターネットサービスの利用のある方は、メール・LINEでの登録をお願いします。(詳しくは、広報おこっぺ10月号に掲載されています)

◎お問合せ 総務課 総務厚生係 1482-2131

-日行政相談所の開設について

役所の手続きやサービスについてこんなことはありませんか?

- ◆困りごとがあるが、どこに相談してよいかわからない
- ◆役所の説明や事務の取扱が納得できない
- ◆制度や仕組みがわからない



◎日 時 10月6日(火)13:30~15:30まで

◎場 所 中央公民館 研修室

◎注 意 事 項 新型コロナウイルス感染症対策により来所時は、マスクの着用・手

指消毒(出入口に設置)・発熱の有無等の体調確認の協力をお願い

します。

◎行政相談委員 伊藤厚子

総務省の行政相談週間 10月19日(月)~25日(日)



『全国瞬時警報システム(J-アラート)』 全国一斉情報伝達訓練の実施について

「全国瞬時警報システム (J-アラート)」全国一斉情報伝達訓練の今年度2回目の訓練を下記のとおり実施いたします。

このシステムは、国民保護、地震、津波、気象、災害、武力攻撃などの発生時に迅速に対応するため、消防庁から発信される情報を役場の機器で受信し、住民にお知らせするもので、定期的に訓練を行い非常時に備えるものです。

※今回の訓練は、住民の方々に参加・行動をお願いするものではありません。

〇日 時 10月7日(水)11:00頃

〇実施区域 興部町内全域

〇訓練内容 防災用のスピーカーより試験音声が流れます。実際の災害やミサイル発射と

お間違えのないようにお願いいたします。

(住民課住民活動・環境係、総務課総務厚生係)

畜犬取締および野犬掃とうの実施について

興部町畜犬取締および野犬掃とう条例第6条第2項の規定に基づき、次のとおり畜犬取締 および野犬掃とうを実施いたします。

◎実施期間 10月1日より翌年3月31日まで

◎実施区域 興部町全域

◎実施方法 捕獲等

◎ その他

①<u>放し飼いは厳禁です。</u> 犬を飼育している場合は登録・予防注射を実施のうえ、檻にいれるか2メートル以内の丈夫な綱・鎖でつないで下さい。放し飼いの犬は、積極的に駆除していきます。

飼い犬が放れた場合は、必ず役場まで連絡願います。

- ②<u>大等ペットのフンは必ず始末して下さい。</u> 「北海道動物の愛護および管理に関する条例」により、他人へ迷惑をかけない飼い方も飼い主の責務となっております。 条例を守られなかった場合、勧告、措置命令、罰則等が適用されます。 **袋を持って散歩をさせるのも飼い主のマナーです**。
- ③<u>鳴き声に注意してください</u> 動物の大きな鳴き声は、近所の人にとって迷惑となり、トラブルのもととなります。番犬として吠えることも大切ですが、無駄吠えをしないよう、しっかりとしつけを行ってください。犬の無駄吠えには、散歩に毎日行ったり、一緒に遊んであげたりと犬にストレスを溜めないようにすることも効果的です。
- ◎お問合せ 住民課 住民活動・環境係 №82-2164

オホーツク農業科学研究センターからのお知らせ

オホーツク農業科学センターでは、下記の日程で町民の皆様を対象とした加工教室を行います。参加をご希望される方は下記の予約受付期間中にお申し込みください。

【休日開催 モッツァレラチーズ講習会】受け入れ可能人数 4人~6人

〇日 程 10月24日(土) 受付期間⇒10月9日(金)~10月16日(金)

〇時 間 9:30~12:30

〇金 額 1,500円

【農産物加工室 施設利用予約について】

○施設利用可能日時 火曜日~木曜日 8:30~16:00

11月の予約受付開始日 10月16日(金)8:30~

※土日・祝日は施設利用・電話受付をしておりません。

◎お問合せ オホーツク農業科学研究センター 1682-2121 担当 山﨑

健康推進係からのお知らせ

○10月に実施する健診事業(会場はきらりです)

乳幼児健診 10月22日(木)

※対象となるお子さんのいるご家庭には、ご案内をお送りいたします。

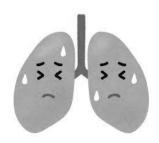
〇結核検診のお知らせ(検診料金無料)

65歳以上の方(今年度65歳になる方も含まれます。)を対象に、胸部レントゲン撮影による結核検診を実施いたします。

お申込みのない方も当日お越しいただければ受診できますので、この機会に受診ください。

【日 程】 10月13日(火)

・秋里集落センター
・沙留公民館
・宇津集落センター
・中央公民館
9:30~10:00
10:30~11:45
13:30~14:00
14:30~16:00



【服装について】

ブラジャー・ネックレス等の金属類が付いてる服装は、レントゲン撮影の際に透過しにくいので、「無地で装飾なしのTシャツ」を着てお越しください。

- ※1. 新型コロナウイルス感染防止のため、毎年実施をしていました「肺年齢測定」については今年度実施を中止させていただきます。
- ※2. 検診を受診する際には「マスク」の着用にご協力ください。
- ◎お問合せ 福祉保健課 健康推進係 TEL82-4170

〇「北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター」のお知らせ

北海道では、新型コロナウイルスに感染した疑いのある方を診療体制の整った医療機関に確実につなぐための「帰国者・接触者相談センター」と「感染症に関する一般相談」の電話番号を全道で統一し、新たに「北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター」を確立しましたのでご紹介します。なお、保健所でも引き続き健康相談を受けています。

○お問合せ 「北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター」TELO800-222-0018 フリーコール・24時間

『森林浴ツアーin「サロマ湖畔自然休養林」』 について

約1.5km の遊歩道を歩いて日本最大湖の一つでもあるサロマ湖を見に行きませんか? 展望台から見るサロマ湖がとてもきれいなので、興味のある方はぜひ参加してみてください!

〇日 時 10月17日(土)

〇行 程 8:50 中央公民館集合

9:00 中央公民館発

10:40 登山開始

11:30 展望台到着

12:30 下山開始

13:00 下山終了

15:00 中央公民館到着

※沙留の方は沙留公民館集合・解散となります。

(9:10沙留公民館発・14:50沙留公民館着)

○参加料 100円(傷害保険料)※申込時にお支払いください。

※集合写真を希望される方は、別途200円申込時にお支払いください。

〇対 象 中学生以上の町民(保護者同伴の場合、小学生以上可)

O定 員 25名

〇申込期間 10月1日(木)~ 10月12日(月)

〇持 ち 物 登山に適した服装(悪天候に対応可能な服装)、雨具、防寒具、帽子、手袋 登山に適した靴、昼食、飲物(500ml×2本程度)、行動食(アメ・チョコ レート等)、タオル、ストック(教育委員会でも用意します。)、マスク

※移動時のマスク着用については必須となりますが、登山時のマスク着用については参加者 の判断と致します。

※新型コロナウイルス感染症の状況によって、中止となる場合がありますのでご了承願います。

◎お問合せ 教育委員会 社会教育課 体育振興係 №82-2552

令和2年度『興部町職員(消防職員)』の募集について

興部町では、令和3年1月1日採用予定の消防職員を下記のとおり募集いたします。

- 1. 採用予定者数 1名
- 2. 勤務場所 内容 紋別地区消防組合消防署興部支署 消防業務全般
- 3. 応募資格
- (1) 平成3年4月2日以降に生まれた者
- (2) 救急救命士免許を有する者
- (3) 第1種普通自動車免許(オートマチック限定免許を除く)を取得している者または取得見込みの者
- (4) (1)・(2)・(3) の要件を満たしていても次のいずれかに該当する者は応募できません
 - ①日本の国籍を有しない者
 - ②地方公務員法第16条各号(欠格条項)に該当する者
- (5) 身体等に関する要件
 - ・身長 おおむね160cm以上であること(女性 おおむね155cm以上)
 - 体重 おおむね50kg以上であること(女性 おおむね45kg以上)
- 4. 応募方法 応募期間中に以下の書類を持参または郵送により提出してください
- (1)採用試験申込書
 - ・所定事項を記入(自筆)し、最近3ケ月以内に撮影した写真を貼付してください ※採用試験申込書様式は興部町WEBページからダウンロードしてください (A4版の両面印刷で使用してください)
- (2) 学業成績証明書(救急救命士養成学校等発行のもので授業出欠状況も記載されていること)
- (3) 卒業証明書(救急救命士養成学校等発行のもの)
- (4) 救急救命士免許証の写しおよび、第1種普通自動車免許を取得している者は免許証の 写し
- 5. 応 募 期 間 <u>10月1日(木)から10月30日(金)まで</u> ※郵送の場合は、10月30日(金)までの消印があるものに限り受け付けます ※持参する場合の受付時間は、9:00から17:00まで
- 6. 試験日時・会場 応募された方に後日通知します
- 7. 試験の内容 (1)体力測定 (2)適性検査 (3)作文 (4)面接
- 8. そ の 他
- (1)提出書類はお返しできませんのでご了承願います
- (2) 試験結果は、受験者全員に合否を郵送で通知します
- (3) 取得した個人情報の取り扱いについては、選考の資料とさせていただく目的以外に利用することはありません
- 9. 申 込 先 〒098-1692 紋別郡興部町字興部710番地 総務課 総務厚生係 Ta82-2131
- 10. お 問 合 せ 紋別地区消防組合 消防署興部支署 総務係

(担当:大井、橋本) 1a82-2136

新型コロナウイルス感染症に係る 傷病手当金の適用期間の延長について

町からのお知らせ(5月中間号)や広報おこっぺ(7月号)にてお知らせしておりました、「国民健康保険」および「後期高齢者医療」の被保険者の方の新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金につきまして、適用期間が延長となりましたのでお知らせいたします。

〇対 象 者

以下のすべての条件を満たす方

- ・ 興部町国民健康保険または興部町に住民票のある北海道後期高齢者医療に加入している方
- ・給与等の支払いを受けている方
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方で 療養のため労務に服することができず、その期間給与の支払いを受け取ることができなか った方

〇支給対象期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

〇支 給 額

直筋の連続した3か月間の給与収入の合計額を × 2/3 × 対象となる日数 就労日数で除した金額

※ただし1日当たりの支給額の上限があります。

〇適 用 期 間

令和2年1月1日から令和2年12月31日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで)

〇申 請 方 法

支給要件に該当する場合は申請が必要です。また、医師の意見書および事業主の証明書が必要です。申請を希望される場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、必ず事前にお電話でご相談ください。

◎お問合せ 介護支援課 保険医療係 1482-4140

興部町経営持続化家賃支援補助金について

新型コロナウイルス感染症の影響により経営に支障が生じている中小企業等の事業継続を下支えするため、事業実施に必要な店舗に要する家賃の負担を軽減することを目的として補助金を交付します。

〇補助対象者

- ①町内で事業を営み、町内に住所を有する個人事業主並びに町内に本社を有する法人。 ※上記補助対象者で町外に店舗を構えている方も対象となります。
- ②令和2年4月から12月までの期間において、1か月の売上が前年同月と比べて15%以上減少していること。
- ③新規創業後1年未満等であり、前年同月と比較することができない場合は、補助対象期間のいずれかの月において、令和2年12月までの期間の内、任意の連続する3か月間の平均売上高と比較して15%以上減少していること。
- ④賃貸人が、補助対象者本人又は補助対象者の3親等以内の親族ではない方であり、その関係会社の役員・従業員等ではないこと。

〇家賃補助内容

- ・家賃補助期間 令和2年4月分から令和3年3月分までの1年間
- •家賃補助額 上限30万円/月
- •補助率町内店舗2/3

(ただし、町外店舗や店舗形態(住居兼用等)によって補助率は異なります。)

〇申 請 方 法

- ①交付申請書に、必要書類を添付して興部町商工会へ申込み下さい。
- ②補助金の交付決定後、交付請求するときは、補助期間の家賃の支払いが確認できるものを添付して請求となります。
- ※交付申請書・請求書、必要書類等、本補助金の詳しい内容については、興部町ホームページまたは、役場1階ロビー、沙留出張所、興部町商工会にて配布しています。
- ◎お問合せ 産業振興課 商工観光係 Tel82-2134

新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子等補給事業について

新型コロナウイルス感染症により影響を受け、国および北海道の新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付を受けた町内に住所を有する事業者に対し、償還負担を軽減するため、利子及び保証料の一部を補給します。

〇利子等補給対象者

- ・町内で事業を営む中小企業者等で、町内に住所を有する個人事業主並びに町内に本社を有する法人。
- ※町内に住所を有する方で町外で事業を営む方についても利子等補給の対象となります。

○利子等補給の範囲

- ※下記の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策貸付を受けた場合
 - ①日本政策金融公庫制度資金
 - ②商工組合中央金庫制度資金
 - ③北海道中小企業総合振興資金制度融資
 - 4)北海道信用保証協会制度資金
- 〇利子等補給の額・補給期間・補給率
 - ①利子補給

利子の支払いが生じた月から60カ月の間に生じた利子を補給するものとする。ただし償還金延滞分については除く。

②保証料補給

借入期間の年数で除して得た額の5年分を補給。

③補給率

緊急対策貸付を取り扱う町内の金融機関については10/10、町外の金融機関については1/2。

4補給開始月

融資を受けた方が利子および保証料の負担が生じる月から補給します。

※定める制度資金において国および北海道等より利子等補給を受けることができる場合 については、利子等補給を受けた後の額に対して利子等補給を行います。

〇申請方法

- ①交付申請書に、必要書類を添付して役場産業振興課商工観光係へ提出してください。
- ②利子等補給の交付決定後、交付請求するときは、別途交付請求書を添付して請求となります。また、毎年度の利子に関する計算書等を添付して交付請求してください。
- ※交付申請書・請求書、必要書類等、本補助金の詳しい内容については、興部町ホームページ または、役場 1 階ロビー、沙留出張所、興部町商工会にて配布しています。
- のお問合せ 産業振興課 商工観光係 Tu82-2134

住宅入居者募集のお知らせ

興部町では、次の住宅について入居者を募集します。

申込者に応じて、申込時の必要書類が異なりますので、お早目にご相談ください。

<公営住宅> 所得の月額基準: 158,000 円以下(裁量階層 214,000 円以下)

※家賃の他に共益費(石油給油器使用料として 2,000 円、草刈料として泉町団地:500 円 新沙留団地:600 円)が別途加算されます。

【先月に引き続き募集している住宅】

《泉町団地》(1号棟) 3LDK 1戸、(2号棟) 3LDK 1戸、(3号棟) 3LDK 2戸

《栄町団地》 3LDK 1戸

《新沙留団地》 3LDK 3戸

<特定公共賃貸住宅> 所得の月額基準: 158,001 円~487,000 円

【先月に引き続き募集している住宅】 新沙留団地~3LDK 1戸、2LDK 1戸

〈注意事項〉

※募集住宅の詳細は、興部町ホームページ(https://www.town.okoppe.lg.jp)または、下記へお問い合わせください。

※家賃は、所得に応じて変わります。

※所得の月額基準の裁量階層は、同居者に小学校就学前の方がいる場合など、一定の条件を 満たす方が対象となります。

※原則、入居時に法定家賃の3ヶ月分を敷金として納めていただきます。

【入居申込資格】

・町税・上下水道料・保育料等に未納が無い方。※他にも要件等がありますので、詳しくは、下記へお問い合わせください。

【申込期限】 10月15日(木)17:15

◎お問合せ 建設課 建築維持係 1482-2166

